## 権限について

- ●当社の損害保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の損害保険契約の 媒介、または締結の代理権を有しています。なお、当代理店の取扱、保険商 品の中によっては、告知受領権を有する商品もあります。お客様に告知い ただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解 除や無効になり、保険金をお支払いできないこともありますので、正しく告 知いただきますようお願い致します。
- ●当社の生命保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の生命保険契約の 媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、当代理店に告知受領権 はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した 医師だけが有しております。生命保険募集人に口頭でお話しいただいても 告知した事になりませんので、告知書面へのご記入をお願い致します。な お、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。